労務 ROAD

■労働条件通知書の記載例について

令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されることに関して、昨年8月21日と28日の労務ROAD866号・867号で、明示しなければならない事項などの概要をご案内いたしました。今回は労働条件通知書の具体的な記載例をご紹介いたします。

就業場所・業務に限定がない場合

▲就業場所

(雇入れ直後) 本店及び労働者の自宅※ (変更の範囲)本店及び全ての支店、営業所、労働者の自宅での勤務

※あらかじめ就業規則でテレワークについて規定されているなど、テレワークを 行うことが通常想定されている場合は、就業場所としてテレワークを行う場所が 含まれるように明示してください。

▲従事すべき業務

(雇入れ直後) 店舗における会計業務

(変更の範囲)全ての業務への配置転換あり

就業場所・業務の一部に限定がある場合

▲就業場所

(雇入れ直後) 山科事業所

(変更の範囲) 原則、京都市内

(ただし、関西圏内に事業所が新設された場合、希望に応じて当該事業所に異動することがある。関西圏とは、京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県である。)

▲従事すべき業務

(雇入れ直後) 介護業務

(変更の範囲) 介護業務、介護事務

(介護業務とは、入所者の着替え、食事、入浴及び排泄の 介助等を行うものであり、介護事務とはレセプトの作成 等介護業務に関連する事務作業一切をいう。)

完全に限定(就業場所や業務の変更が想定されない場合)

▲就業場所

(雇入れ直後) 金沢駅西通り店

(変更の範囲)変更なし

▲従事すべき業務

(雇入れ直後) ピッキング、商品補充

(変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

-時的に限定がある場合(一時的に異動や業務が限定される場合)

▲就業規則以外で限定内容を明示する場合

| (雇入れ直後) (雇入れ直後) (変更の範囲) 会社の定める事業所 (育児・介護による短時間勤務中は、原則、勤務地の変更を行わないこととする。ただし、労働者が勤務地の変更を申し出た場合はこの限りではない。) (変更の範囲) 会社の定める業務 (育児・介護による短時間勤務中は、原則、業務の変更を行わないこととする。ただし、労働者が業務の変更を申し出た場合はこの限りではない。)

【厚生労働省より】

バックナンバー866 号・867 号にも概要を記載しておりますので、ご覧ください。

VOL.878 (2311-2)



〒541-0054 大阪市中央区南本町 2-6-12 サンマリオンタワー16F TEL:06-6224-0264 FAX:06-6224-0265 H P: https://k-s-j.net/ 編集: 君野・茅原・石田

> 社長が入れる 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、 06-6224-0480 まで!



11 月労務スケジュール

- 年末調整の準備
- · 過労死等防止啓発月間
- ・テレワーク月間